



裁判打ち切り支持－松本被告側の異議棄却

地下鉄サリンなど13事件で、殺人罪などに問われたオウム真理教松本智津夫被告(51)＝教祖名麻原彰晃、1審死刑＝について、東京高裁(白木勇裁判長)は30日までに、控訴を棄却した3月27日の同高裁(須田賢裁判長)の決定を支持、弁護側の異議を棄却する決定をした。

弁護側は最高裁に特別抗告するとみられるが、認められるケースは極めてまれで、控訴審公判が開かれることなく裁判が打ち切られ、死刑が確定する可能性がさらに強まった。決定は29日付。

松本被告の裁判は2004年2月に東京地裁が死刑を言い渡し、弁護側が直ちに控訴した。その後、弁護側は「被告に訴訟能力はなく、意思疎通もできない」として公判停止を申し立てるとともに、東京高裁が定めた最終期限(昨年8月末)までに控訴趣意書を提出しなかった。(共同通信)－5月30日 より

そこで、次のページ以下に、異議申立の棄却決定分の全文を掲載します。

平成18年(け)第5号

決 定

本籍 静岡県富士宮市人穴381番地1

住居 不 定

無 職

麻原彰晃こと

松 本 智 津 夫

昭和30年3月2日生

上記の者に対する殺人、殺人未遂、死体損壊、逮捕監禁致死、武器等製造法違反、殺人予備被告事件について、平成18年3月27日東京高等裁判所第10刑事部がした控訴棄却決定に対し、弁護人から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は、主任弁護人松下明夫及び弁護人松井武、同吉岡毅、同村木一郎共同作成名義の異議申立書(1)ないし(3)並びに異議申立補充書3通に記載されたとおりであるから、これらを引用する。

論旨は、原決定の控訴趣意書提出の遅延がやむを得ない事情に基づくものとは認められないとの判断及び被告人が訴訟能力に欠けているとの疑いはないとの判断はいずれも誤りであるから、被告人が

らの控訴を決定で棄却したのは違法であり、その取消しを求める、
というのである。

第1 控訴趣意書提出問題について

1 事実経過

関係証拠によれば、以下の事実が明らかである。

- (1) 原裁判所は、被告人に対する頭書被告事件について、平成16年6月30日に、控訴趣意書提出期限を平成17年1月11日と指定した。
- (2) 弁護人は、平成16年12月下旬に、控訴趣意書提出期限の延伸を求め、原裁判所は、これを容れて平成17年1月6日に、控訴趣意書提出期限を平成17年8月31日まで延伸した。
- (3) 弁護人は、控訴趣意書差出最終日である平成17年8月31日の打合せの席上、控訴趣意書を持参しながら、原裁判所が予定していた被告人の訴訟能力に関する鑑定の方法等に関して申し入れていた要望が受け容れられない限りこれを提出しないと行って、裁判所からの勧告を無視して控訴趣意書を提出しなかった。
- (4) 原裁判所が平成17年8月31日と定めた延伸後の控訴趣意書提出期限を再延伸したり、提出について猶予を与えたことはなかった。
- (5) 平成17年8月31日の控訴趣意書提出期限後も、原裁判

所は弁護人に対して、電話や書面で控訴趣意書を提出するように勧告し続けたが、弁護人は原決定時までにこれを提出しなかった。

2 所論の検討

- (1) 所論は、「原裁判所は、平成17年8月19日の打合せにおいて、『鑑定意見が出るまでに控訴趣意書が提出されれば期間内に提出されたものとする』旨明言していたが、その意味は、『訴訟能力に関する裁判所の判断が出されるまでに提出すれば』と解するべきである。然るところ、弁護人は、原裁判所の訴訟能力に関する判断が出る前の平成18年3月21日及び22日に、原裁判所に対して、3月28日に控訴趣意書を提出する旨伝えて裁判所の了解を得ていたから、裁判所がその前日の3月27日に本件控訴を決定で棄却したのは、弁護人の控訴趣意書提出の妨害行為である。弁護人は、予告どおり3月28日に控訴趣意書を提出したから、控訴趣意書提出期限内に控訴趣意書が提出されたのと同視すべきである」というのである。

なるほど、平成17年8月19日の当事者双方との打合せにおいて、原裁判所は、いったんは所論のような見解を述べたものの、その日のうちにこの見解を訂正し、控訴趣意書提出の遅延がやむを得ない事情に基づくものと認められないときは、控訴趣意書が提出されたとしても、控訴は決定で棄却

されることもあり得る旨電話で告知している上、その後間もなくの間年8月31日の当事者双方との打合せにおいて、
「控訴趣意書差出最終日の徒過を前提としながら、ある日限までは控訴棄却決定はしないというような約束はできない」とも述べているのであるから、原裁判所が、弁護人から控訴趣意書が提出されるまで決定を控える旨了解したなどの事実は認められず、所論は前提を欠くものである。なお、弁護人が、平成18年3月28日には控訴趣意書を提出する旨原裁判所に通知したことは認められるが、これを原裁判所が了解した事実はないから、この点も前提を欠くというほかない。

ちなみに、控訴趣意書提出期限後に弁護人が提出した「控訴趣意書」と題する書面の内容は、①被告人は、原審における審理の途中から心神喪失の状態にあったのに、公判手続を停止しないまま審理裁判した原審の措置には訴訟手続の法令違反があり、②被告人は、本件各事件当時心神喪失又は心神耗弱状態にあったのに、被告人の責任能力を認めた原判決には事実誤認があるというだけのものであって、その内容や実質4頁という量からみて、平成17年1月11日の当初の控訴趣意書提出期限内に提出することが十分可能なものであったといわざるを得ない。

以上、所論は理由がない。

- (2) また、所論は、原決定が、平成17年8月31日に弁護人

が持参しながら敢えて提出しなかったと述べる趣意書は「骨子」にすぎず控訴趣意書ではないし、被告人が精神障害に罹患していて訴訟能力を有しない上、弁護人はそのような被告人と意思の疎通を図れないから、弁護人が控訴趣意書を作成できなかったことについては「やむを得ない事情」があった、というのである。

しかしながら、平成17年8月31日の打合せ調書によれば、主任弁護人が「控訴趣意書は完成しているが本日は提出しない」と述べたことが明らかであって、弁護人が「骨子にすぎない」などと述べた事実は認められない上、「控訴趣意書」であるのか「その骨子」であるのかなどの点は、単なる言葉の問題にすぎない。弁護人が「趣意書」なるものを持参し、かつ、裁判所から提出を求められながら、敢えて提出しなかったことに変わりはない。

次に、被告人の訴訟能力については、のちに検討するところであるが、弁護人としては、被告人と意思の疎通を図れない、あるいは接見ができないとしても、記録を検討するなどした上、その法律専門家としての知識と見識等に基づき、控訴趣意書を作成、提出することが期待されるものといわなければならない。現にそのような場合でも弁護人から控訴趣意書が提出されていることは裁判所に顕著な事実である。被告人の訴訟能力の有無について弁護人が疑問を抱き、裁判所に

対して公判手続の停止を申し出ること自体はもとより何ら問題ではないが、その主張が容れられないとみるや、控訴趣意書不提出といった実力行使に出ることは、訴訟手続の進行を妨害することにほかならず、およそ正当化することはできない。

以上、控訴趣意書提出の遅延がやむを得ない事情に基づくとの所論は認められない。

(3) 次に、所論は、弁護人の訴訟活動に問題があるからといって、そのための不利益を被告人が甘受しなければならない理由はない、というのであるが、弁護人が控訴趣意書提出期限を徒過した場合、それが弁護人の過誤ないし責任であってもなおその効果は被告人に及ぶことは刑訴法386条1項1号の解釈上疑いを容れないから、所論は理由がない。

(4) さらに、所論は、弁護人が控訴趣意書を提出する旨表明しているのに控訴を棄却した原決定は、憲法31条、32条、37条1項に違反する、というのであるが、すでに控訴趣意書提出期限を大幅に徒過しており、裁判所からの勧告にも従わないで敢えてこれを提出しなかった弁護人が、その後現実に決定による控訴棄却の可能性が出てきたため、これを提出するなど一方的に通知したからといって、裁判所がそれを待たなければならない理由はないから、所論は理由がない。

8 結論

以上によれば、控訴趣意書提出の遅延がやむを得ない事情に基づくものとは認められないとの原裁判所の判断は正当であるから、論旨は理由がない。

第2 被告人の訴訟能力について

1 所論の検討

- (1) 所論は、弁護人提出にかかる6名の医師による各意見書によれば、いずれも被告人に訴訟能力がないという点で一致しているから、被告人の訴訟能力を認めた原決定は不当である、というのである。

そこで検討するに、原裁判所が、原審各公判期目における審理の内容と被告人のその時々と言動、原審弁護人と被告人との接見状況と被告人のその時々と言動、被告人の弟子らの公判に証人として出頭した際の被告人の言動、原判決宣告までの被告人の拘置所における言動、原判決宣告後の被告人の拘置所における言動、被告人と控訴審の弁護人との接見状況、被告人と家族との面会状況、被告人と弁護人が依頼した各医師との面接状況、被告人に対する諸検査、診療の結果を詳細に検討し、被告人に対する精神鑑定の結果も参考にした上、被告人について訴訟能力に欠けているとの疑いはないと判断したところは、当裁判所も正当であると考えられるものである。すなわち、

- ① 関係証拠によれば、

ア 被告人は、原審で審理が開始された当初の段階において相当高度の防御能力を有していたこと、

イ ところが、証人井上嘉浩の地下鉄サリン事件に関する主尋問の結果、教祖である被告人を頂点とするオウム真理教団の組織的な犯行が系統的かつ広汎に明かされ、弁護人による反対尋問でさらに事実が明るみに出て痛手を負うことになりかねないと危惧した被告人が、原審第13回公判において、井上嘉浩に対する反対尋問をすることに反対したにもかかわらず、弁護人が反対尋問を行ってその危惧が現実のものとなったため、被告人は、弁護人に対する怒り、不信、失望の感情を抱き、その直後から井上嘉浩に対する地下鉄サリン事件に関する尋問が一応終了した原審第22回公判直後までの間、弁護人との接見をほとんど拒否し続けたが、その間の心情はよく理解できること、

ウ その後、被告人は、弁護人との信頼関係をもう一度構築しようとする気持ちが芽生えたのか、暫くは弁護人との接見に応じ、会話を交わしたものの、原審第30回公判後の接見の際、保釈は無理であるなどと聞かされて、無罪願望を抱いていた被告人は弁護人に再び絶望し、その後は弁護人との接見を拒否するか、接見しても弁護人と意思の疎通を図らないという態度に終始したが、その心情も十分理解が可能であること、

エ 被告人は、原審第34回公判における公判手続更新の際、各公訴事実について英語を交じえながら意見陳述をしたが、17件の事件のうち地下鉄サリン事件をはじめ16件について無罪を主張し、有罪を認めた1件についても殺人未遂ではなく、傷害であると主張したこと、

オ さらに、被告人は、原審第62回公判において、訴因変更に伴う意見陳述の機会に、17事件すべてについて無罪を主張したこと、

カ また、被告人は、自身の第41回公判から第219回公判の前後にかけて行われた被告人の弟子らの公判において証人として召喚された際、活発に口を開き、ときには長時間にわたって事実関係や教義等について語っており、弟子らの弁護人の尋問に対しては、その利害得失を計算してすばやく返答内容を考えるだけの高い判断能力とそれにしたがって行動する能力が保たれていたこと、

キ 被告人は、原審審理の最終段階である第251回から第253回の3回にわたる被告人質問の際黙秘したが、その際の反応ぶりからみて、被告人は、質問の内容が分かっているながら、答えないだけであることが見て取れるのであり、原審弁護人らも被告人の訴訟能力を疑った形跡がないこと、が明らかであり、原審の審理中、被告人が十分な防御能力、訴訟能力を有していたことを優に認めることができる。

- ② また、被告事件が控訴審に係属した後の状況を関係証拠によって検討しても、被告人の拘置所での日常生活における起居振る舞い等は、原審公判の終盤のころのそれと基本的に変わるところはないと認められるのであって、被告人が原判決宣告の時点で有していた訴訟能力を失うに至ったという疑いは生じない。
- ③ 所論は、弁護人提出にかかる6名の医師による各意見書によれば、いずれも被告人に訴訟能力がないという点で一致しているから、被告人の訴訟能力を認めた原決定は不当である、というのである。なるほど、弁護人提出にかかる6名の医師による各意見書は、いずれも結論として被告人の訴訟能力を否定するものである。しかしながら、その内容をみると、脳器質性疾患の可能性を指摘するもの、拘禁精神病であるとするものなど多様である。しかし、脳器質性疾患の可能性や拘禁精神病であるとの所見は、鑑定人のもとより意見書を提出した医師の多数も否定しているところであって、採用することはできない。そうして、鑑定人をはじめ、弁護人提出にかかる医師による意見書の多くは、被告人の現在の症状は拘禁反応であるとしており、その理由も一応肯けるものであるほか、原決定も指摘するように、原審審理の半ば過ぎから、被告人が居眠りを繰り返すなどし、痴呆のような態度を示していたことは、自ら装ってい

たという側面もある一方、東京拘置所での日常生活の様子等にもかんがみると、精神活動の低下もきたしていることを示しているのではないかとと思われることに照らすと、被告人の現在の症状は拘禁反応であるとみてよいと思われる。しかしながら、弁護人提出にかかる医師による各意見書の間でも、被告人が昏迷状態であるのかそうでないのかなどについて意見が分かれており、各意見の内容が一致しているなどとはとうていいうことができない。そうすると、所論の結論だけをもって原裁判所の判断が誤りであるということとはできない。

- ④ なお、被告人に訴訟能力があるという結論に達したからといって、被告人の精神状態が完全に正常であることを意味するものではない。鑑定人をはじめ多くの医師が被告人が拘禁反応下にあり、正常であるとはいえないと述べているからである。そうすると、被告人に対しては治療を施すことによって完全に正常な精神状態に戻した上で裁判を行うという選択肢も考えられなくはない。しかしながら、すでにみたように控訴趣意書提出期限は原決定時の約7か月も前に過ぎており、期限の徒過がやむを得ない事情によるものとは認められないのであるから、控訴趣意書提出期限を徒過したことによる控訴の決定棄却は免れようがないのであり、そうすると、被告人に治療を施してみたところで

「決定棄却すべきである」という結論に変わりはなく、本件裁判上治療自体にさして意味があるとも思われなところである。

- (2) 次に、所論は、原決定は、東京拘置所からの報告を判断資料の一つとしているが、報告内容の信用性を担保しうる状況が示されておらず、報告は捏造ないし歪曲であるから、これに基づく判断は不当である、というのであるが、原裁判所は、拘置所に対する照会記録だけでなく、原裁判所裁判官が自ら拘置所に赴いて被告人に手続を説明した際の状況、弁護人と被告人との接見状況、被告人と家族との面会状況等をも詳細に検討しているのであり、その判断過程で、拘置所に対する照会記録の内容がそれらによく合致して信用するに足りるものであることをも検討していることが明らかであり、また、拘置所に対する照会記録自体に、その部分だけをみれば被告人の訴訟能力に疑いを生じさせかねないような点も含まれていることを併せ考えると、これが捏造であるとか歪曲であるといった疑いは全くないから、所論は理由がない。

- (3) また、所論は、原決定の訴訟能力に関する理解は、独自かつ異様で、最高裁判所第三小法廷平成7年2月28日決定及び最高裁判所第一小法廷平成10年3月12日判決に違反している、というのであるが、原決定は、「訴訟能力とは、『被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な

防御をすることのできる能力』であると解されるところ（最高裁平成7年2月28日第三小法廷決定・刑集49巻2号481頁参照）、仮に被告人が自ら訴訟を進行する能力を欠いている場合であっても、必要的弁護事件においてはもとより、任意的弁護事件においても裁判所が後見的な見地から職権で被告人に弁護人を付することになると考えられるから、弁護人からの適切な援助を受けながら訴訟の進行に当たることが可能である限り、被告人の訴訟能力は保たれているものということができる」としているのであって、そこには何らの判例違反もなく、所論は、帰するところ、被告人の訴訟能力を認めた原裁判所の判断を論難するにすぎないから、理由がない。

- (4) さらに、所論は、弁護人が主張した西山医師の鑑定人尋問や再鑑定を実施しなかった原裁判所の訴訟指揮は憲法31条、刑訴法1条に違反する、というのであるが、原裁判所は、本件が一審で死刑を言い渡された重大案件であることにも思いを致し、慎重を期する意味で、刑訴法43条3項に基づく事実取調べとして、鑑定の形式により精神医学の専門家から被告人の現在の精神状態についての意見を徴したのであり、再鑑定を実施しなかった点はもとより、鑑定人に対する尋問を行わなかった原裁判所の措置がその裁量の範囲を逸脱して違憲、違法であるとは認められないから、所論は理由がない。

2 結論

以上によれば、被告人が訴訟能力に欠けているとの疑いはないという原裁判所の判断は正当であるから、論旨は理由がない。

以上のとおりであって、論旨はすべて理由がなく、原裁判所が刑法 88 条 1 項 1 号により決定で被告人の控訴を棄却したのは正当であるから、同法 428 条 3 項、426 条 1 項後段により本件異議申立てを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成 18 年 5 月 29 日

東京高等裁判所第 11 刑事部

裁判長裁判官 白 木 勇

裁判官 飯 渕 進

裁判官 傳 田 喜 久

12人への死刑判決について

東京高裁11部は同10部が
本年3月27日した松本被告の
控訴棄却への弁護人の異議申立
を棄却しました。今後は最高裁へ
の特別抗告、またその後の訂正の
申し立て?がある程度でしょう

異議申立の棄却決定文は、この
号に掲載したように、大変、説得
力があります。

実は、月刊プレスボーイでの森
達也氏らにあるようなしょもな
い言説もあるから、裁判所の決定
は全文出して欲しいです。

窓口のコメントは次のとおり。

「正しい判断が、説得力ある文章
で示されたと考える。弁護人があ
まりに危険なチキンレースをし
て負けただけの話である。松本被
告の訴訟能力についても丁寧に
検討されていて敬服する。

松本被告については、速やかに
死刑を確定させ、6ヶ月と5日以
内に執行すべきと考える。執行の
際は、法廷でも述べたように私を
立ち合わせて欲しい。

そして、この際、検討すべきこと

が2つある。

1つは、12人の実行犯ら弟子
が死刑判決を受けているが、本当
にそれで良いのだろうか、と言う
ことである。犯行にいたる心理的
機序をみるとき到底、正しいとは思えない。12人への死刑執行で
喜ぶのは、松本被告のみである。
被害者心理として、死刑の執行は
喜びではなくケジメでしかないと
ころ、この破壊的カルト集団に
おける事件については、松本被告
一人で良いのではなかろうか。

2つは、今回の決定書にも記載
ある吉岡毅弁護士（埼玉弁護士会
所属）の件である。彼が弁護人と
して、単独接見をなし、松本被告
が何らかの教示を受け、または受
けたと称して、オウム真理教信者
らに事柄を伝えるときにどのよう
な影響を与えるか、これがオウム
真理教の今後を占う最大のキー
ポイントである。

他の弁護人らはその問題性を
十分に認識し、何よりマスメディ
アにあつては、同弁護士に十分な
釈明をするよう、その矛盾点を質
問するよう求める。」

発行 カナリヤの会

〒242-0021

神奈川県大和市中心 2-1-15 パークロード大和ビル5階

大和法律事務所 窓口 滝本太郎 気付

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp

横浜銀行大和支店 普通 1343078 カナリヤの会 滝本太郎